平成２７年（フ）第１１２号
岡山県倉敷市西坂1167番地
債務者　岡　　健一
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
岡山県倉敷市連島中央５丁目12番25号（ハピネス三宅A102）
債務者　井上　成美
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
岡山県倉敷市福島700番地１（レオパレスヴィルヌーブ112号）
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第５９９号
さいたま市緑区大字中尾1402番地１　ドミールヤマノウチＡ－５、旧住所さいたま市緑区大字中尾2411番地４　カヴィール浦和101号
債務者　見目　裕介（旧姓関谷）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７３６号
さいたま市南区文蔵４丁目16番20号　メゾン・ド・ハル205号
債務者　齋藤　美奈
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７５７号
埼玉県川口市西川口３丁目15番22号　坂本アパート202号
債務者　大塚美枝子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８２７号
さいたま市緑区原山２丁目23番17号、旧住所茨城県つくば市上広岡460番地７
債務者　奥田　惠子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７０号
千葉県旭市見広65番地２
債務者　大林　愛美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第７４号
千葉県東金市川場1321番地４
債務者　藤田　正勝
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４２号
高知市福井扇町５番９号　清水方
債務者　原田惠美子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４０号
鹿児島県出水市昭和町36番26号　ステーションハイツ西102号
債務者　吉田　知宏
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
鹿児島県薩摩川内市永利町2542番地７　プレセア105号、住民票上の住所山口県宇部市大字妻崎開作582番地３
債務者　中村真由美
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
鹿児島県薩摩川内市勝目町5315番地30　県営勝目団地６号棟406
債務者　髙江　智美（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
北海道枝幸郡中頓別町字中頓別162番地６
債務者　矢野　暢也
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１３１号
群馬県高崎市柴崎町845番地14
債務者　秋山　拓也
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１７１号
相模原市中央区相模原４丁目９番16号　プライムシティ相模原403
債務者　青野　広英
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２４６号
神奈川県座間市東原３丁目４番43号　スカイピアさがみ野ⅡＣ－104号
債務者　平山　　渡
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部